中小企業緊急雇用安定助成金

世界的な金融危機や景気の変動などの経済的の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練及び出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

なお、対象となる休業等（休業及び教育訓練）又は出向の実施について、宮城労働局又は各ハローワークに事前に届け出る必要があります。

事前の届出が行われなかった休業、教育訓練及び出向については、助成金の支給対象となりません。

○　次のどちらかの要件を満たす事業主が対象となります。

イ　売上高又は生産量等の事業活動を示す指標の最近３ヶ月の月平均値がその直前の３ヶ月又は前年同期と比べ５％以上減少していること（ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば５％未満の減少でも可）。

※　震災特例により、指標の値の期間が３ヶ月から１ヶ月にそれぞれ短縮されています。

ロ　円高の影響により売上高又は生産量などの回復が遅れている事業主であり、売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近３ヶ月の月平均値が３年前同期に比べ１５％以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、休業等又は出向が行われた期間の初日が平成２２年１２月２日から平成２３年１２月１日までの間にあるものに限る）。

※　平成２３年１０月７日以降、特例により、指標の値の期間が３ヶ月から１ヶ月にそれぞれ短縮されています。

○　支給対象となる期間及び支給限度日数

イ　休業等（休業及び教育訓練）を行うことを届け出た際に、事業主が指定する休業等の初日から起算して1年間（支給限度日数は３年間で300日）。

※　震災特例により、別枠で300日の受給が可能となっています。

ロ　出向を行うことを届け出た際に、事業主が指定した出向の初日から起算して１年間

これらを超える期間及び日数については支給対象とはなりません。

※　その他助成を受けるためにはいくつかの条件があります。

○　助成金

・雇用調整（休業、教育訓練又は出向）に要した費用の４／５
・従業員を解雇しない場合　９／10
・上限額　１人　7,890円／日（休業又は教育訓練）

＊＊＊＊＊＊＊＊　お問い合わせ・相談窓口　＊＊＊＊＊＊＊＊

宮城労働局 緊急雇用調整助成金センター 又は 各ハローワーク（公共職業安定所）
〒983-0852　仙台市宮城野区榴岡1-6-30　　TEL 022-742-2701

特定求職者雇用開発助成金

◎特定就職困難者雇用開発助成金

〇失業中の次のような方をハローワーク（公共職業安定所）又は届出を行っている職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の被保険者として雇入れた場合に、賃金の一部に相当する額が助成される制度です。

・高年齢者（60歳以上65歳未満）　・身体障害者
・知的障害者　・精神障害者
・母子家庭の母等

〇６ヶ月毎の支給対象期に30万円～60万円が１年又は１年６ヶ月又は２年助成されます。

〇助成を受けるためには、いくつかの条件があります。

＊＊＊＊＊＊＊＊　お問い合わせ・相談窓口　＊＊＊＊＊＊＊

宮城労働局職業安定部　職業対策課助成金コーナー 又は 各ハローワーク（公共職業安定所）
〒983-8585　仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎　TEL 022-299-8063

みやぎ雇用創出対策事業

非自発的離職者を雇い入れた事業主への助成により、雇用の創出を図るものです。

1　非自発的離職者就職支援事業

県内に居住している中高年齢（40歳から64歳まで）の非自発的離職者を雇い入れた事業主に対して１人当たり45万円の雇用奨励金を支給します。

※非自発的離職者
雇用対策法に基づく「再就職援助計画」又は「大量雇用変動届」の提出があった県内事業所からの会社都合による離職者

2　NPO活用雇用創出事業

非自発的離職者を雇い入れたNPO法人に対して１人当たり45万円の雇用奨励金を支給します。

3　農業法人雇用促進事業

非自発的離職者を雇い入れた農業法人に対して１人当たり45万円の雇用奨励金を支給します。

※対象となる労働者をハローワーク（公共職業安定所）の紹介により県内の事業所に雇い入れ、１年を超える期間雇用することなど、支給に関する要件があります。

＊＊＊＊＊＊＊＊　お問い合わせ・相談窓口　＊＊＊＊＊＊＊

宮城県経済商工観光部　雇用対策課　雇用推進班　e-mail：koyousu@pref.miyagi.jp
〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目8-1　宮城県庁14階　TEL 022-211-2772

若年者の雇用と職場定着支援

みやぎジョブカフェは、若年求職者やフリーターに対する就職支援のほか、中小企業の魅力情報の発信や若者と企業の出会いの場の創出、中小企業の採用力向上や若年者の職場定着を支援しています。

◆合同企業説明会

県内企業と学生や若年求職者との接点をつくることにより、若者の雇用の確保と中小企業等における人材確保を図っていきます。

◆トライアウト

実践的研修活動と合同企業説明会を組み合わせた、企業と若年求職者との新たな出会いの場です。事業を通して研修生へのアドバイスや企業のＰＲをしていただき、研修の成果を直に体感することができます。

◆コミュニティサロン

企業と若年求職者が相互に意見交換をし合うサロン形式の少人数セミナーです。若年求職者に企業の魅力を発信するとともに、若年求職者の就職動向を把握することができます。

◆採用力向上セミナー

これまで人材の採用ができなかった企業や採用後の人材育成に多くのエネルギーをかけることが困難な中小企業の経営者や人事担当者を対象に、採用の実務や定着促進策について学べるセミナーを開催します。

◆企業情報データベース

地域企業の情報を公開し、若年求職者の地元への就業・就職を活性化させることを目的としたデータベースです。企業の概要や採用情報を若年求職者にＰＲすることができます。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊　お問い合わせ・相談窓口　＊＊＊＊＊＊＊＊

みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）

〒980-8485　仙台市青葉区中央1-2-3　仙台マークワン12階　TEL 022-264-4510

http://www.miyagi-jobcafe.jp/pc/

パートタイム労働法のポイント

パートタイム労働法は、パートタイム労働者（１週間の所定労働時間が、同一事業所に雇用される正社員よりも短い労働者）がその能力を十分に発揮でき、その働きや貢献に応じた待遇を得ることのできる「公正な待遇の実現を目指すものです。

パートタイム労働者を１人でも雇っている事業主の方は、

①雇い入れの際、労働条件を文書などで明示してください（第６条）
　労働基準法第15条による事項の他、「昇給・退職手当・賞与の有無」について文書の交付等により明示しなければなりません。

②雇い入れ後、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください（第13条）
　パートタイム労働者から求められたとき、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項について説明しなければなりません。

③パートタイム労働者と正社員の均衡（バランス）のとれた待遇を確保してください
　パートタイム労働者の賃金のうち、基本給、賞与、役付手当など職務の内容に密接に関連する賃金の決定方法について、正社員との均衡を考慮し、パートタイム労働者の職務内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して賃金を決定するよう努めてください（第９条）
　また、職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練は、正社員と同様に実施してください（第10条）

④パートタイム労働者から通常の労働者へ転換する機会を整えてください（第12条）
　正社員への転換を推進するための以下のいずれかの措置を講じなければなりません。
・正社員を募集する場合、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知する
・正社員のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与える
・パートタイム労働者が正社員に転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する
・その他正社員への転換を推進するための措置

詳しくは、厚生労働省のホームページまたはパンフレットをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html

＊＊＊　パンフレット請求・お問い合わせ・相談窓口　＊＊＊

宮城労働局　雇用均等室　TEL 022-299-8844
〒983-8585　仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎

均衡待遇・正社員化推進奨励金

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを労働協約又は就業規則に規定し、実際に制度を適用した事業主に対して、奨励金を支給します。

○均衡待遇・正社員化推進奨励金

以下の１～５のいずれかの制度を労働協約又は就業規則に新たに規定し、実際に適用した事業主に支給されます。

なお、パートタイム労働者と有期契約労働者の両方、又はどちらか一方を対象とすることが必要です。

また、就業規則を作成、変更した場合は、労働基準監督署に届け出ることが必要です。届出前に労働者に適用した場合は、奨励金の対象となりません。

1　正社員転換制度

【支給額】

①制度導入分（対象労働者１人目）
　中小企業：40万円、大企業：30万円
②転換促進分（対象労働者２人目～１０人目）
　中小企業：20万円、大企業：15万円

2　正社員と共通の処遇制度

【支給額】

中小企業：60万円、大企業：50万円

3　正社員と共通の教育訓練制度

【支給額】

中小企業：40万円、大企業：30万円

4　短時間正社員制度

【支給額】

①制度導入分（対象労働者１人目）
　中小企業：40万円、大企業：30万円
②転換促進分（対象労働者２人目～10人目）
　中小企業：20万円、大企業：15万円

5　パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度

【支給額】

中小企業：40万円、大企業：30万円

※いずれの支給対象制度も制度内容、事業主及び労働者についてそれぞれ要件があります。

＊＊＊＊＊＊＊＊　お問い合わせ・相談窓口　＊＊＊＊＊＊＊

宮城労働局　雇用均等室

〒983-8585　仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第４合同庁舎　TEL 022-299-8444

トピックス

― 地域の雇用機会創出を図る取り組み ―

●重点分野雇用創造事業

平成23年度から、震災対応事業を追加して地域の雇用創出に取り組んでいます。

○震災対応事業

東日本大震災により、生活基盤を失い、被災地内外での避難生活を余儀なくされた方々の雇用の創出及び人材の育成事業を実施する。

事業の概要

・基金事業期間は、平成24年度までとする。
・介護・福祉、子育て、医療、産業振興、情報通信、観光、環境、農林漁業、治安・防災、教育・文化の10分野を中心とした雇用の創出及び人材を育成する。
・県又は市町村が、民間企業等に委託するか又は直接事業を実施する。
・上記の事業を実施した市町村に対し補助を行う。
・新規雇用する被災失業者の雇用期間は、原則１年以内とする。（更新可能）
※被災失業者は、災害救助法適用地域（県内全域）に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。

○重点分野雇用創出事業

介護、医療、農林水産、環境等の成長が期待される分野における新たな雇用を創出する事業を実施する。

事業の概要

・基金事業期間は、平成24年度までとする。
・介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育研究、「地域振興・活性化」、「安全・安心・健康」、「産業振興」、「国際」などの成長11分野を中心とした雇用を創出する。※「 」は、県独自で設定。
・県又は市町村が、民間企業等に委託をして事業を実施する。
・上記の事業を実施した市町村に対し補助を行う。
・新規雇用する労働者の雇用期間は、原則１年以内とする。（被災失業者を除き更新不可）

○地域人材育成事業

介護、医療、農林水産、環境等の成長が期待される分野において、雇用を創出し、働きながら、地域事業等で就業するために必要な知識・技術を習得する事業を実施する。

事業の概要

・基金事業期間は、平成24年度までとする。
・介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育研究、「産学官連携」、「IT関連」、「モノづくり」、「国際」など成長11分野を中心に雇用を創出及び人材を育成する。※「 」は、県独自で設定。
・県又は市町村が、民間企業等に委託をして事業を実施する。
・上記の事業を実施した市町村に対し補助を行う。
・新規雇用する労働者の雇用期間は、原則１年以内とする。（被災失業者を除き更新不可）
※基金事業の概要及び平成23年度事業計画等については、ＨＰからご覧いただけます。
http://www.pref.miyagi.jp/koyou/

お問い合わせ

宮城県経済商工観光部　雇用対策課　雇用創出班　e-mail：koyouso@pref.miyagi.jp
〒980-8570　仙台市青葉区本町三丁目8-1　宮城県庁14階　TEL 022-211-2779